

就学援助制度についてのお知らせ

教育委員会では、町内の小中学校に在学する児童生徒がいる世帯のうち、経済的な理由により就学に支障をきたすような状況の保護者を対象に、学用品費など就学に要する費用の援助を行っています。

【対象者】

八雲町立小中学校に在学する児童生徒の保護者のうち、同一世帯全員の前年の総収入金額が、生活保護法の保護基準表(平成31年4月時点)により算出した生活扶助基準額の1.3倍以下の者。

【支給額】

援助費目	校種	支給額	援助内容
学用品費	小学校	年額11,630円	児童生徒が学校における学習に必要なものの購入費(ノート・筆記用具等の文具類、特別学習に必要とされる物品等)
	中学校	年額22,730円	
新入学児童生徒学用品費	小学校	年額54,060円	学校に入学するため必要な学用品と通学用品の購入費(ランドセル(鞆)、通学用服、通学用靴、雨靴、雨傘、上履き、帽子等)
	中学校	年額60,000円	
通学用品費	小学校	年額2,270円	小学校2年生以上と中学校2年生以上の児童生徒の通学用品の購入費(通学用靴、雨傘、雨靴、帽子等)
	中学校		
宿泊を伴わない校外活動費	小学校	実費 上限額1,600円	学校行事としての校外活動に参加するため直接必要な交通費と見学科(スキーのリフト代を含む)
	中学校	実費 上限額2,310円	
宿泊を伴う校外活動費	小学校	実費 上限額3,690円	修学旅行を除く宿泊をする校外活動に参加するため直接必要な交通費と見学科
	中学校	実費 上限額6,210円	
修学旅行費	小学校	実費	修学旅行に参加するために均一に負担する交通費・宿泊費・見学科・記念写真代・医薬品代・旅行傷害保険料および旅行業務取扱料金
	中学校		
体育実技用具費	小学校	実費 上限額26,500円	体育教科としてスキーを行うため必要なスキー板、靴、ストック、金具購入費(低学年、高学年のそれぞれの期間内で1度ずつ支給)
	中学校	実費 上限額 ・スキー 38,030円 ・柔道 7,650円	
クラブ活動費	中学校	実費 上限額30,150円	部活動の実施に必要な用具の購入費および活動費(部費、体育文化振興会費等)の経費のうち、学校でとりまとめる経費
生徒会費	中学校	実費 上限額5,550円	生徒会費として一律に負担する経費
PTA会費	小学校	実費 上限額3,450円	学校・学級・地域等を単位とするPTA活動に要する費用として一律に負担する経費
	中学校	実費 上限額4,260円	
卒業アルバム代等	小学校	実費 上限額11,000円	児童・生徒の卒業時に係る費用のうち、卒業アルバムおよび卒業記念写真またはそれらの購入に要する費用として一律に負担する経費(USBメモリやDVD等の記憶媒体を含む)
	中学校	実費 上限額8,800円	

【申請方法】

5月中に学校から申請書が配布されますので、申請をされる方は必要書類を添えて学校に提出してください。

【問い合わせ先】教育委員会学校教育課総務係 ☎0137-63-3131

「無料人権相談」を開催します

児童・生徒のいじめ、家庭内のいざこざ、相隣関係等、身近な心配ごとについて、ご相談に応じます。

【日時】

6月1日(水)

午後1時～3時

【場所】

八雲地域
八雲町公民館 第2会議室

熊石地域
熊石総合支所 町民相談室

【八雲町の人権擁護委員】

《八雲地域》
・石川 和子 元 杉町
・山中 義廣 三 杉町
・下里 晃 黒 岩部
・五十嵐 力 落 部

《熊石地域》

・佐藤 玲子 熊石相沼町
・玉館 正幸 熊石鳴神町

【問い合わせ先】

総務課総務係
☎0137-62-2111